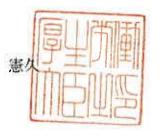


厚生労働省発職 0925 第 3 号 令 和 2 年 9 月 2 5 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一

部を改正する政令案要綱

第 障 害 者の 雇 用 0 促 進 等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令 の 一 部を改正する政令の

部改正

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令附則

第二項に規定する障害者雇 用率等及び基準雇 用率につい ての経過措置を廃止することとすること。

障害 者 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促進 等に関する法律 施 行令 及び身体 . 障 上害者: 補 助 光法: 施行令 \mathcal{O} 部を改正する政 令附 則

第 五. 項 に規定 する法定 雇 用障 害者数 が 人以上であ る場 合 \mathcal{O} 事 業 主 が 常時 雇 用する労働 者 の数 のうち最

小 の数 を勘案して定める数についての経過措置を廃止することとすること。

第二 施行期日等

施行期日

この政令は、令和三年三月一日から施行すること。

二 経過措置

の算定に係る経過措置を定めること。